



## ■講演会「発達障害のある人のライフプランを考える～ 知っておきたい社会資源や制度のこと～」■

烏山東風の会主催の第11回講演会「発達障害のある人のライフプランを考える～知っておきたい社会資源や制度のこと～」が9月24日、烏山病院リハビリセンター階段室および2階集会室で開催され76人が聴講しました。講師はNPO法人クローバー事務局長の藤井亘先生です。クローバーは障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々の暮らしやすいまちづくりに関する事業などを行っています。藤井先生は豊島区の知的障害支援専門員であり、東京都相談支援専門員ネットワーク代表など、多数の任務を兼任しています。講演のねらいは①大人として生活していく中で関係がありそうな制度を知る②進路や将来を考える上での参考に③自分の地域にある社会資源を知るときの参考に、の3点です。4人の当事者のケース、具体的な困りごとに沿って制度などを説明していきま



### ● ひきこもりサポート、支援教育、障害者手帳 ●



Aさん(18歳男性)は不登校後に高校を中退し、引きこもっています。支援制度には引きこもりサポートネットや若者サポートセンターがあり、居場所づくりなどを行っています。また高校の進路選択にあたって、東京都には支援教育を行なう普通学校として特別支援学校以外に全日制のエンカレッジスクール(無試験入試、定期試験なし)、昼夜間定時制のチャレンジスクール、通信制高校があります。また民間には通信制と併用・支援するサポート校もあります。

障害者福祉サービスを受けるには障害者区分認定を受けたうえで障害者福祉サービス受給者証の取得が必要です。サービスの内容は居宅介護や生活介護、ショートステイ、就労移行支援、就労継続支援などがあります。サービスは手帳がなくても受けられます。障害者手帳は医療費助成や公共料金の割引、税金の控除・減免などが受けられ、障害者雇用枠で就労する場合は手帳が必要です。こうしたメリットを考慮して取得します。

若者サポートステーションはおおむね39歳まで継続的に利用でき、普段の生活や家から離れて活動することをサポートしています。相談するところとしては医療機関のほか、保健所・保健センター、役所の障害福祉課、発達障害支援センターがあり、世田谷にあるトスカは東京都の発達障害支援センターです。ほかに当事者団体も相談窓口になります。



### ● サポートブック(自分の取り扱い説明書) ●



Bさん(20歳男性)はアスペルガー障害で、中学校では特別支援学級に在籍し、現在は大学生。保護者が幼少期からの記録としてサポートブックを作成しています。支援機関や学校で提

示すると、サポートブックを活用した支援や引継ぎが実現しています。就労する場合は「自分の取り扱い説明書」として、苦手や特性、仕事ではこんなところにつまずきます、こうなったときにはこうしていただけるとありがたい、などを記入して持ち歩きます。かかりつけの医療機関や利用しているサービスなどを記入してもよい。会社に配慮してほしいこと、周りが気にしてほしいことを伝えることは大事です。本人や家族や周りの気づきを苦手なことだけでなく得意なことも積み重ねて書いていく。先に言ったら会社が構えてしまうんじゃないとか、やっぱりうちでは雇えませんと言われたら困るからとクローズで働く人もいますが、支援を受ける手がかりになります。さまざまな社会資源を利用するときにもサポートブックは役に立ちます。サポートブックはインターネットのほか、当事者の会などでも手に入ります。



### ● 働きたいとき、働き始めてから、就労継続支援 ●



Cさん(女性20歳)は就労移行支援事業所に通っています。働くための準備をする施設は以下のものがあります。職業能力開発センターは就労に向けて必要な技術を得ます。就労中の人のキャリアアップも図れます。若者サポートステーションは働き出す力を引き出し、職場定着をはかります。障害者就業・生活支援センターは、仕事の支援とともに生活支援をします。時には就労支援より生活支援が大事なときもあります。特例子会社は法定雇用基準を守るために作る別会社です。ほかに地域障害者支援センターなどがあります。

働きたいと思ったら、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターで相談します。ハローワークは、障害がある人のための担当者がいてオープン、クローズを問わず相談にのります。障害者雇用企業を増やしバックアップする役割もあります。

就労後は社協の就労定着支援や障害者就業・生活支援センターが使えます。モーニングコールサービスもあります。働き続けるのが難しいときは短時間のアルバイトでも外に出ることは大事です。ネットには1時間でできるアルバイトを紹介するサイト(リクルートエリクラ)もあります。

就労継続支援は援助付き雇用で一般企業に就労困難な障害者に対しての障害福祉サービスです。最終的には一般企業への就労をめざし就労に必要な最低限のスキルを身につけます。A型は会社で働くのが難しいものの仕事をする力がある人が対象。雇用契約を結び福祉サービスの契約も結びます。労災もあります。法律で決められた賃金を払い平均賃金は月76,887円です。B型は会社で働くのが難しく軽作業に向く人が対象。雇用契約はなく、福祉サービスの契約を結び作業内容や売上げに応じた工賃を払い平均賃金は月16,118円です。

発達障害で就労している人の平均賃金は12.7万円、週30時間労働では16.4万円、20~30時間で7.6万円、20時間以下で7.6万円です。



### ● すまい、一人暮らしの自立支援、相談支援専門員、障害年金 ●



Dさん(女性50歳)はグループホームで暮らしています。グループホームは毎日の生活に支援が必要な人たちが一軒家やアパートなどで一緒に暮らすサービスです。グループホーム(食事あり)の平均費用は10.5万円ですが、東京は家賃が高いのでさらに数万円かかります。一定の利用期限を経て自立をめざす通過型は精神障害者の家賃補助(月7万円)があります。ほかにコレクティブハウス(共同住宅)やシェアハウスもあります。

一人暮らしには自立支援援助という地域での暮らしに移る障害者が自立した生活を手伝うサービスがあります。利用者の自宅を訪問して暮らしの様子を確認したり、相談にのります。ヘルパーではないので片付けなどを直接やることはありませんが、どうしたら片付けられるか一緒に考えたり、ヘルパーを捜したりします。ホームヘルプサービスは、食事、買い物、掃除、外出支援、通院介助など居宅介護をします。家族と同居する人でも使えます。家族でない人に支援してもらうことも大事な時間です。

相談支援専門員は公的サービスとともに公的支援以外の地域の情報を知っています。民生委員や地域の小さなサークルなどです。家族だけでは難しい支援を本人の希望を聞き、さまざまなかつ適切な支援につなげます。後期高齢者医療制度のケアマネージャーのような支援です。相談支援センターがすべての自治体にあり、利用はここに申し込みます。

成年後見制度はお金の管理や契約など、判断が難しいことを手伝ってくれる仕組みです。障害年金は発達障害も対象です。申請には病院の診断書が必要です。まずは受診し、1年半経過(認定日)してから請求します。年金額は障害の重度によって違い月額で1級が8.1万円、2級は6.5万円です。生活保護は地域や世帯構成で最低生活基準額があり、それを満たさない収入を補う額が支給されます。

とても範囲が広い社会資源や社会保障制度の話をしました。親なきあとの心配はわかりませんが、当事者が相談する人や支援する人がいれば、いずれなんとかなりますというのが私の本音です。制度の申請もしてくれます。

親は親なきあとの子どものことが心配でしょうが、親と本人が誰か相談にのってもらえる人、支援してくれる人とつながっていれば大丈夫です。お金のことなども誰かが必ずそこを守ってくれます。社会保障の制度やサービスに関わってくれます。もしかしたら望む生活ではないかもしれない。遠くの施設に住むことになるかもしれないし、状態が悪ければ病院に入院することになるかもしれない。でも野垂れ死んだりすることはありません。

紹介した相談支援専門員も選択肢です。当事者の会もそうです。同じ特性を持つ人と会うことは大事です。いまピアカウンセラーという同じ特性を持つ人が困っていることや悩みにアドバイスする制度もあります。

今回は範囲が広く一つ一つは深められませんでした。いろいろな制度があることを知っていただければと思います。



## ■ 講演会アンケートより ■



今回は、台風が接近している最中にも関わらず多くの方に参加して頂きありがとうございました。会場で頂いたアンケートをご紹介します。

### ◇講演会へ出席された動機

一番多かったのは、今回のテーマとして挙げられた種々の制度が紹介されるからとの理由でした。烏山病院に来られる親御さんは、小さいときから発達障害の患者さんを支援する制度になじみのない方が多いせいかもしれません。その他、親亡き後、子供の将来の為という意見の方がいらっしました。

### ◇今回の講演会の感想

多くの方々より、内容が多岐に渡り全体像が判った、また相談先があることが判ったとの感想を述べられておりました。なお、具体性が欲しかった、成人の話が少なかったとのご意見もあり、今後の講演会への反省材料とさせていただきます。

### ◇御苦労なさっていること。

約6割の方が、当事者の行動への対応/コミュニケーションの取り方で悩んでいらっします。その他自立への悩み/就労/兄弟親子関係/親亡き後に対してと記述されていました。

### ◇今後の講演会の要望

自立への法的支援(ライフプラン)/後見人制度/年金/就労/引きこもり対応/家族・兄弟関係 当事者の教育等々がありました。



T.S



## ■ 「烏山東風の会」今後のスケジュール ■



## ■ 会費振込のお願い ■

東風の会では、感染状況を見つつ十分な感染対策をしたうえで一部の活動を再開しました。

■ 家族相談会 12月14日(水) 1月18日(水) 午後1時30分～午後4時

烏山病院 発達障害医療研究所デイルーム

専門家ではありませんが、同じ親の立場として家族会世話人がお話をお伺いします。

■ 烏山東風の会女子会 1月28日(土) 午後1時30分～午後4時

烏山病院 リハビリテーションセンター

■ 参加当日は、コロナクラスターが発生した際の対策の為、お名前、住所等の連絡先の記載をお願いしております

■ 世話人会 12月10日(土) 午後1時半から

会員の方の見学、ご参加をお待ちしています。

■ 9月は東風の会第11回講演会のため、世話人会、女子会はありません。

◇ 相談会/女子会/世話人会の申し込み・お問合せ先

：「烏山東風の会」携帯 080-3009-1200 [kochinokai@au.com](mailto:kochinokai@au.com)

：「烏山東風の会」ホームページ：<https://www.kochinokai.com> お問合わせコーナー



この会報誌は「烏山東風の会」に入会している方にお配りしています。4月より新しい年度になりましたので、新年度の会費につきまして1年分6000円、または半年分3000円を、以下のいずれかの銀行口座にお振り込みいただくようお願い申し上げます。

① 三菱UFJ銀行 永福町支店 (普) 0106550

「烏山東風の会 会計 黒田邦夫」

② ゆうちょ銀行 記号・番号：10000-29576521 「烏山東風の会」

お問い合わせ：黒田邦夫 090-4173-7604



## テイケア写真館

パソコン講座について

パソコン講座は、火曜日午前のプログラムです。隔週でエクセルの講座とタイピング練習や自習を交互に行っています。

エクセルは主に基本的な各部の名称(例えばブック、シート、セルなど)から関数(sum, average, max...)やショートカットキー(Ctrl+x=切り取り、など)を勉強しています。

もうひとつのタイピング練習と自習は、ネットでタイピング練習をしたり、自習は前の週の講座で分からなかったところを質問したりします。

パソコン講座の担当のスタッフさんは、参加者の理解度を第一に考えている(と、私は思っています)ので、たまにスタッフさん自身が講座の進め方について悩んでいるときもあり人間味を感じます。

自分はエクセルの関数を忘れていたり、タイピングもちょっと遅めであるということがこの講座でわかりました。この講座に出ることで、少しずつですが、パソコンスキルが進歩してきたかなと思っています。

(Y.S)

